

# 第12回東御市農業委員会定例総会議事録

東御市農業委員会

## 委員出欠表

第12回定例会 平成30年3月29日

開会 14時 閉会 15時30分

出席委員 (22名)	会長	小林茂徳	会長代理	依田繁二
	1	山崎正勝	13	小山肇治
	2	白倉令子	14	依田隆喜
	3	小川高史	15	小林健治
	5	小山睦夫	16	青木二巳
	6	片十郎	17	小林勝元
	7	成山喜枝	18	清水洋
	10	柳澤多久夫	推進	花岡幹夫
	11	荒木稔幸	推進	荻原薫
	12	渡邊幹夫	推進	佐藤富士夫
			推進	竹内芳男
			推進	渡邊重昭

欠席委員 8 齊藤敏彦

議事録署名委員 10 柳澤多久夫 11 荒木稔幸

出席職員 (4名)	農業委員会事務局		
	事務局長	金井 泉	
	事務局次長	織田 秀雄	
	事務局	滝澤友一郎	
	事務局	田中 章子	

議事 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第4号 農用地利用集積計画について  
第7回農業経営改善計画認定意見聴取について

※ 会場 勤労者会館2階 大会議室

議長

皆さんこんにちは。連日初夏の様な天候が続き、桜前線も北上を速めている状況です。県内の桜情報も大分早まりそうで、いよいよ信州にも春が来たようです。皆様方におかれましては農作業も忙しくなって来るのではないのでしょうか。4月といえば人事の季節でもあり、東御市でも色々な方が異動なさっています。農業委員会でも大分異動なさったようですが、それぞれのお立場でますます頑張ってくださいと思います。我々も農業委員として力を合わせていけたらと思います。それでは本日も慎重審議をお願いします。

本日は齊藤委員が欠席のため、議事録署名人は柳澤委員と荒木委員をお願いします。

議事に入ります。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは1号議案について説明します。3条は1件です。

まず申請人の関係は親戚関係です。場所は〇〇の4筆です。申請事由は親戚という事で、贈与と受贈になります。これまでも譲受人が耕作していましたが、今回正式に名義を移したいという申請です。下限面積も満たしていますし、これまでと同様の耕作をするので、特に問題ないと判断しました。3条については以上です。

議長

ありがとうございました。それでは担当委員の説明に入ります。番号1の案件につきまして、小山睦夫委員より説明をお願いします。

小山委員

それでは説明します。地図の1ページをご覧ください。3箇所に分かれています。譲受人の〇〇さんは高齢ではありますが、娘さんが非常に熱心です。田を譲り受け、規模拡大を図りたいという事です。お父さんと娘さんにお会いしましたが、大変やる気のある方達ですので、しっかりやっつけていかれると思います。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号1の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号1の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

2号議案について説明します。

番号1と番号2は関連があるので、一括で説明します。番号2は先月申請がありましたが、番号1の2筆が転用の許可を得ずに建設されていたという事で、番号1については追認になります。

番号1については既に工場敷地と駐車場敷地になっています。顛末書を付けて申請されました。

番号2については、工場を新規で建てる申請です。いずれも集落に接続しているという事で、許可相当と判断しました。

続いて番号3です。こちらは営農型太陽光発電の申請です。別紙で詳しく内容を説明します。まず概要ですが、農地区分は農振農用地です。農地の面積が〇〇㎡、パネルの下部の農地面積が〇〇㎡です。転用面積は支柱部分のみという事で、〇〇㎡、支柱〇〇本です。平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで許可を得た更新の申請です。土地所有者と転用事業者は〇〇さんです。栽培されている作物はリンゴです。発電設備の種類は太陽光発電、出力はパネルが〇〇枚で、〇〇kWです。申請事由は、営農を安定的に続けていくために、〇〇年前より申請地で再生可能エネルギーを活用する太陽光発電事業を行なっている。畑の畝にリンゴの木の邪魔にならない間隔で単管パイプを建てて太陽光パネルを設置している。収量を減らさないよう、専門的な県の農業改良普及センターや農協の指導を仰ぎながら営農をしている、という事です。審査については、2ページめの審査項目に沿って説明します。営農の適切な継続の観点から、地域の平均的な単収については、隣地に同じ様な面積のリンゴ畑があり、そちらと比較しています。今年で〇年目になりますが、〇年目の単収が〇〇kg、パネルがある方の単収が〇〇kgですので、〇〇%になります。地域の単収の概ね8割という数値についてはクリアしています。ちなみに〇年目の単収については〇〇割減という事で〇〇%、〇年目の単収については〇〇%、〇〇年度については〇〇%という事で、徐々に木も成長しており単収も増加していて、適切な営農がされていると判断します。普及センターやJAの指導も定期的に行なわれており、引き続き指導を受けながら栽培をしていきたいとの事です。遮光率については、〇〇%です。リンゴについては遮光率30%程であればパネルの影響はないと普及センターから指導が行なわれており、問題ないと判断しました。夏場は日光が強すぎて実が焼けてしまうというので、逆にメリットもあるという事です。栽培作物の転換については、転換する予定はないという事で、問題ありません。支柱については簡易的で容易に撤去できる構造が必要ですが、申請内容については単管杭で行なうという事で、簡易的な構造になっています。申請人の〇〇さんは〇〇なので、単管自体もご自分で建てられたという事で、撤去についてもご自分でなさると思います。もしこの単管が大雨や台風などで修復が必要な場合も、

ご自分で速やかに修復できるという事で、問題ないと判断しました。最小限面積については、転用する面積がどのくらい必要なのかという事ですが、支柱本数〇〇本、引き込み柱が〇〇㎡という事で、必要最小限と判断しました。空間の確保については、地中の高さが〇〇メートルで、リンゴの木の間隔も〇〇mあり、列の間隔は〇〇メートルなので、作業に支障がないと判断しました。周辺農地への影響については、南側に比較する土地がありますが、リンゴ樹の列と列の間に雨水対策として〇〇mの溝を掘る事に対応しており、鹿浸透で処理されています。雨等の影響は3年間で出ていないので、問題ないと判断しました。撤去に必要な資力及び信用等については、撤去にかかる費用の見積書や資金の書類により確認されておりますので、問題ないと判断しました。4条については以上です。

議長

ありがとうございました。それでは担当委員の説明に入ります。番号1と番号2は関連性があるので、一括で説明をお願いします。依田代理、お願いします。

依田代理

よろしくをお願いします。番号1と番号2を一緒に説明します。申請人は〇〇さんです。地図の2ページと3ページをご覧ください。県道丸子北御牧東部線を、〇〇から〇〇を渡り、〇〇を登ると〇〇です。集落が混在している所から〇〇メートルほど手前の右側に申請地があります。〇〇メートルほど南に行った所が自宅です。先月一旦取り下げたのは地番〇〇ですが、地番〇〇と地番〇〇を追認という形で申請してもらいました。申請地の面積は合計〇〇㎡です。申請者は〇〇を営んでいます。工場用敷地として使用したいという事です。ほかに車〇台ほど止められる敷地を計画しています。雑排水は公共下水道に流すという事で問題ないと思います。近隣の同意も得られています。現地を見たところ、農地は周りにありますが、その間に建物があり問題ないと思われれます。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号1と番号2の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

(渡邊幹夫委員挙手)

渡邊委員どうぞ。

渡邊委員

番号1の建物はいつ頃建てられたのか分かりますか。

依田代理

提出された顛末書によると、昭和〇〇年に建設されたとあります。その

時は農業用倉庫として建設しました。その後、勤めを辞めて〇〇を個人で始め、その施設を工場として活用したようです。

議長

ほかにございますか。

特にないようなので裁決に入ります。番号1と番号2の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして番号3の案件について、柳澤委員より説明をお願いします。

柳澤委員

よろしく申し上げます。場所は地図の4ページをご覧ください。左の方に〇〇と〇〇のワイナリーがあります。そこから上ると〇〇の造成中のブドウ畑があります。その途中を北東に入った場所にリンゴ畑が沢山あります。その一面に単管の並んだリンゴ畑があります。そこがソーラーシェアリングをしている〇〇さんの畑です。ソーラーシェアリングにおける一時転用という事で、3年毎に更新の審査があります。年々収穫量は増えていきます。平均的な単収を取るリンゴ畑よりは少ないと思います。曇天が続いた秋の気候になると、色付きが悪くなる。ソーラーシェアリングの畑だと、より遮光率が下がるので単収率が下がります。昨年のような低温乾燥の年は小玉傾向です。人工的な屋根があると少雨や曇天の天候は影響があると思います。しかし今の状態で農業をされていけば、8割は問題なく数字はクリアできるのではないかと思います。ソーラーシェアリングにおける一時転用としては、問題ないと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号3の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

(小林勝元委員挙手)

小林委員どうぞ。

小林委員

果樹の場合は消毒が付き物だと思いますが、消毒液のパネルへの影響はないのですか。

柳澤委員

今ある木はそんなに大きくないので影響はないと思われませんが、将来的には影響はあるかと思っています。

小林委員

リンゴは収穫できても今度は発電の方に影響が出てくるのではないですか。

- 柳澤委員 影響はあるかと思いますが、それも承知でやっていると思います。
- 小林委員 営農型というのは両方うまくいく物なのかと思いますが。
- 柳澤委員 農地としてソーラー発電するのだから、多少のデメリットがあっても仕方ないですし、ソーラー発電しながら農業をやっているのだから、単収が下がってもしょうがない。両方がある程度収入があって、普通にリンゴを作っている単収より多ければ良いという考えではないかと思いますが。多少の影響はあると思います。
- 小林委員 わかりました。
- 議長 この案件は、東御市で初めての営農型太陽光発電ですので、注目をされている案件です。疑問に思われた事は少しでも解消した方が今後の審査の参考になると思います。
- 事務局 消毒については、SSを使わず全て手作業で行なっています。手作業なので、パネルにもかからないように出来るので問題ないと思います。
- 事務局次長 営農型はあくまでも農地という事がメインになります。パネルが汚れても個人の考えにお任せする事だと思います。
- 依田代理 リンゴの木の本数は何本くらいですか。地域平均のリンゴ園での単収は〇〇kg、単収見込では〇〇kgですが、何本くらいから〇〇kgの収穫ができるのかと思ひまして。
- 事務局 全部で〇〇本です。1列に〇〇本から〇〇本植えて、〇列です。品種は〇〇と〇〇と〇〇の3種類です。
- 渡邊幹夫委員 営農型の案件の更新は初めてですが、国の窓口はどこですか。
- 事務局 農水省です。あくまでも農地転用なので。
- 渡邊幹夫委員 パネルについてはどこですか。
- 事務局次長 これは農水省が推奨しているわけではありません。ただ、他県では営農型の事例が増えてきている中、農地法で許可を出せなかった物を出せるようにしたというのが、農水省関係です。パネルの関係については経済産業

省です。パネルに対して補助が出るという様な話はありません。また、営農型に補助が出るという話もまだありません。

議長

3年毎の更新なので、経営者も慎重になると思います。

ほかになにかございますか。

特にないようですので裁決に入ります。番号3の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定といたします。

それでは議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

3号議案について説明します。

まず番号1です。砂利採取の1年間の一時転用です。場所は〇〇で農振農用地の指定があります。砂利採取の終了後は農地に戻すという計画もしっかりしてあり、特に問題ないと思います。しかし使用貸借設定なので、本当に無料でよいのかお聞きしたところ、あくまで農地を貸借する設定ですが、別に契約を結んで採取代を支払う予定です。一時転用ですので、問題ないと判断しました。

番号2です。場所は〇〇です。住宅の敷地が隣にはみ出していた事が分かり今回の申請になりました。場所も住宅地に囲まれた2種農地ですし、面積も〇〇㎡という事で、問題ないと思います。

続いて番号3です。宅地分譲〇棟分の申請です。場所は〇〇で3種農地に該当します。こちらも宅地化している所ですし、建築基準法も特に問題ありません。

最後に番号4です。場所は〇〇で、農業用加工施設です。ワイナリーを建設したいという申請です。代表の〇〇さんは新規就農者で、ワイン用ブドウを栽培しています。〇〇さん個人から農業法人への使用貸借権設定です。ワイナリーを建設するにあたり、六次産業化の補助金を申請する予定です。そのためには法人にしなければならないという決まりがあるために、このような形をとっています。農振農用地の指定がありますが、農業用施設という事で許可相当です。5条については以上です。

議長

それでは担当委員の説明に入ります。番号1の案件について、小林健治委員に説明をお願いします。

小林委員            それではお願いします。地図の6ページをご覧ください。中央に〇〇があります。その少し上に〇〇のハウスがあります。その西側が申請地です。〇〇さん、〇〇さん、〇〇さんの3件、4筆を1年間一時転用し、〇〇が砂利採取します。採取方法は、まず表土を削り、採取区域内に一時堆積し、採取の一番深い所で〇m、勾配は〇〇度で行なう計画です。地下水等が出た場合は沈殿池を設け、澄んだ上水をポンプで排出する予定です。今までにも申請地の周囲の土地で採取していますが、雨水は砂利層のため自然浸透してしまい、問題ないとの事です。復元については原形に復元しますが、表土仕上げ厚は篩い土を〇〇cmとし、不都合が生じた時は3年間責任を持って修復をするという事です。よろしくご審議をお願いします。

議長                ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号1の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

(小林勝元委員挙手)

小林委員どうぞ。

小林勝元委員      採り終わった後は元に戻すのですか。

小林健治委員      許可が下りれば今年の4月から来年の3月までの1年間で採取して、その後は畑に戻します。

議長                他にございますか。

特にないようですので裁決に入ります。番号1の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして番号2の案件について、渡邊重昭委員より説明をお願いします。

渡邊委員            それでは説明します。地図の8ページと9ページをご覧ください。場所は東部望月線の〇〇です。〇〇や〇〇がある地区です。その〇〇の道路を挟んだ所に〇〇と書いてある家がありますが、この家屋が空き家バンクに登録されていました。そこを購入したのが〇〇さんです。購入後宅地を調べたところ、〇〇さんの農地に〇〇坪ほど入り込んでいた事が分かり、〇〇さんから購入する事になりました。よろしくご審議をお願いします。

議長                ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号2の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号2の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして番号3の案件について、依田隆喜委員より説明をお願いします。

依田委員

よろしくお願いします。場所は地図の10ページをご覧ください。左上の道を下ると国道18号線です。上ると〇〇になります。申請地の前の道を右に行くと、〇〇の集落になります。〇〇さんは現在〇〇にお住まいで、申請地の畑では何も作っていませんが、草はきれいに刈っている状態です。譲受人の〇〇は〇〇をされている会社です。申請地を買い受けて、〇棟分の宅地分譲地にしたいとの事です。周囲はほとんど宅地になっていて、問題ないと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号3の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号3の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして番号4の案件について、渡邊幹夫委員より説明をお願いします。

渡邊委員

よろしくお願いします。〇〇さんは新規就農者です。地図の12ページをご覧ください。丸子北御牧東部線を左に行くと〇〇に入ります。〇〇さんは以前からワイン用ブドウを作っており、今まではワインの醸造会社へ出して醸造していました。昨年辺りから収穫量が増え、品質も良いとの証明を得たとの事で、いよいよご自分で加工場を作り生産を始めたいとの事です。お聞きしたところ、ワイナリー建設にあたり、補助金を申請するには、建設場所に住所を置かなければいけないという決まりがあり、〇〇の空き家を購入し、隣の申請地を取得しました。奥さんの話では生產品の販路も確保できているそうです。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号4の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

(渡邊幹夫委員挙手)

渡邊委員どうぞ。

渡邊委員 自分の案件ですが、質問させてください。自分の会社に〇〇年の賃借で貸すという事はどういう事ですか。

事務局 補助金を受けるにあたり、銀行からのつなぎ融資を受ける様です。その償還期間が〇〇年ではないかと推測します。その後の事はその時になって考えるのではないのでしょうか。

議長 ワイン振興の六次化に関しては、色々な補助金があるようなので、予定のある方は各部署にご相談して頂きたいと思います。

ほかにございますか。ないようですので裁決に入ります。番号4の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定といたします。

続いて議案第4号、農用地利用集積計画について、事務局より説明をお願いします。その前に、〇〇委員と〇〇委員と〇〇委員は当事者ですので、一旦退席をお願いします。

担い手担当 それでは3月の農用地利用集積計画について説明します。資料の5ページから11ページについては通常の利用権設定です。新規と再設定を合わせて191, 745㎡です。内訳は、田が112, 884㎡、畑が78, 861㎡です。続いて12ページは所有権移転です。こちらは1件、3筆で、田が5, 291㎡です。3月は全体で73件、145筆です。内訳は新規が33件、再設定が39件、所有権移転が1件です。以上です。

議長 ありがとうございます。ただ今事務局より農用地利用集積計画について説明がありました。ご意見ご質問等ありましたら出してください。

(渡邊幹夫委員挙手)

渡邊委員どうぞ。

渡邊委員 利用権設定の60と61の〇〇さんはどのような方ですか。

担い手担当 〇〇さんは〇〇に移住されて来て、農地を借りて農業をなさっている方です。〇〇の地域作りの会の役もなさっています。

渡邊委員 設定期間が〇年というのはどういう事ですか。

担い手担当 貸し主さんの希望で、〇年ごとに確認しながら貸し借りをするという事です。

ほかにございますか。ないようなので裁決に入ります。議案第4号、農用地利用集積計画について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定といたします。退席されている方々、お入りください。

(3委員入室)

続きまして第7回農業経営改善計画認定意見聴取について、事務局より説明をお願いします。

担い手担当 それでは説明します。今月は更新が1件です。申請者は〇〇、法人代表者は〇〇さんです。目標とする営農類型は、ワイン用ブドウ及び西洋野菜の栽培、ワイン製造・販売、農家レストランです。経営改善の方向の概要は、法人として事業を継続的に発展させるべく、〇〇にて新たに〇ヘクタールの畑を拡大する。また、作業の機械化や共同化等により、効率的な営農をめざしたいという事です。経営体の農業所得は現状、〇〇円、目標は〇〇円です。農業経営規模の拡大に関する目標は、ワイン用ブドウの圃場を広げるという事で、面積は〇〇アールから〇〇アールに拡大する目標です。それに伴い、集客も増やしたいとの事です。機械・施設のたぐいは大きくは変わりませんが、トラクターに付けるアタッチメントを〇台と、スピードスプレイヤーを〇台増やす予定です。経営規模の拡大については、ブドウ畑の栽培面積を拡大するという事が一番の目標です。それによって、所得も増やすという計画です。以上です。

議長 ありがとうございます。それでは担当の小山肇治委員より補足説明をお願いします。

小山委員 それでは補足します。〇〇の、更新の申請です。〇人の従業員を抱えています。来年から植え付けが始まる〇〇に、〇ヘクタールのブドウ畑を入手する予定です。それを含めると、〇〇ヘクタールとなり、順調に規模拡大を続けています。新規のワイン製造用の機械も購入でき、ワインの大幅な増産を見込んでいます。レストランは〇月、〇月は休業で、〇月から〇〇月の営業を行なっていますが、ゴールデンウィーク前と晩秋から12月の期間が、集客が落ちるという事で、その間の集客増を図っていききたいとの事です。また、新規ワイン用ブドウ農家のワイン製造の委託を受け付けたり、ブドウの栽培方法の指導をしたりして、農家の支援をこれからも継

続していきたいとの事です。経営は順調で法人にもなっているのに、どうして認定農業者の申請が必要かとお聞きしたところ、制度資金の利用をしていますし、今後必要があれば利用したいという事です。以上です。

議長                    ありがとうございます。只今補足説明をして頂きました。農業委員から何かご意見があれば出してください。

(佐藤委員挙手)

佐藤委員どうぞ。

佐藤委員            農業所得が現状〇〇円から倍以上の〇〇円になるのは、どういう事ですか。

担い手担当           減価償却があり少なくなったようです。目標の数字は、これから受託醸造の収入も見込んだ数字だと思われます。

議長                   東御市のワイン製造の先駆者として、前代表の〇〇さんが今日表彰されましたが、これからも東御市を牽引して行って頂きたいと思います。

これで議事を終了しますが、全体で何かご意見、ご質問ございますか。

それでは以上を持ちまして議事を終了します。スムーズな進行へのご協力、ありがとうございました。

議事録署名人\_\_\_\_\_